

令和7年10月7日

府中市長

高野 律雄 様

府中市公契約条例の在り方等検討委員会

委員長 上條 弘次

公契約条例の在り方等に関する事項について（答申）

令和6年11月7日付で諮問のありました公契約条例の在り方等に関する事項について、府中市公契約条例の在り方等検討委員会において協議しましたので、別紙のとおり答申します。

なお、次のとおり付帯意見を申し添えます。

- 1 公契約条例を効果的に機能させるためには、労働者・事業者が制度を十分に理解していただく必要があることから、公契約条例の制定にあたっては、条例名称の工夫を含めて、労働者・事業者に対する周知を十分に行っていただくようお願いいたします。
- 2 公契約条例に基づく制度運営が発展的なものとなるよう、対象とする契約の範囲や受注者から市への報告などの本条例に係る事項について、公契約条例制定後に設置される公契約審議会において、継続的に見直し・改善に向けた検討を行うようお願いいたします。

# 府中市の公契約条例に係る制度の骨子（案）

## 1 目的

公契約における基本方針及び基本的事項を定めることにより、これに基づく施策を推進し、労働者の環境整備、地域経済の活性化及び市民の福祉の増進に寄与する。

## 2 基本方針及び責務

### (1) 基本方針（理念）

- ・ 公契約において適正な履行及び良好な品質を確保すること。
- ・ 労働者等の適正な労働条件の確保その他の優れた人材を確保できる労働環境の整備に配慮すること。
- ・ 市内の事業者の受注機会の確保を図ること。
- ・ 公契約に係る手続の透明性を確保し、適正な価格の積算及び事業計画に基づき、公正な競争を促進すること。
- ・ 談合その他の不正行為を排除すること。

### (2) 市の責務

公契約に関する施策を総合的に実施する。

### (3) 受注者の責務

- ・ 法令等を遵守する。
- ・ 市の施策に協力するよう努める。
- ・ 労働環境の整備に努める。

## 3 労働報酬下限額等

### (1) 額の設定の基本的な考え方

契約種別に応じ、次のとおり設定する。

#### ア 工事

公共工事の工事費積算のための労務単価

#### イ 業務委託・指定管理

地域別最低賃金等の公的基準、民間の賃金動向及び市の会計年度任用職員報酬

### (2) 公契約審議会

構成員は６人とする。

### (3) 対象となる労働者等

- ・ 労働基準法第9条に該当する者（正社員、日雇い、派遣労働者、パートアルバイト等）
- ・ 受注者又は受注関係者との契約により公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行う者（労働者性の高い一人親方）。

### (4) 対象となる契約

ア 工事又は製造の請負契約で、その予定価格が1億円以上のもの。

イ 次の業務委託契約で、年間（12か月相当）の予定価格が1千万円以上のもの。

- ・ 清掃
- ・ 機械警備を除く警備
- ・ 受付・案内
- ・ 給食調理

ウ 官民連携手法（PPP／PFI）による業務委託契約で、市が直営で実施する場合に対象とする業務が含まれているもの（下請・再委託についても、市が直営で実施する場合の対象契約に合致するもの）。なお、4(1)市への報告は、対象業務に従事する労働者の労働環境の報告を求める。

エ 指定管理協定で、市が直営で実施する場合に対象とする業務が含まれているもの（下請・再委託についても、市が直営で実施する場合の対象契約に合致するもの）。なお、4(1)市への報告は、対象業務に従事する労働者の労働環境の報告を求める。

## 4 受注者が行うこと

### (1) 市への報告

受注者は、労働者等に係る労働条件に関する事項を市に報告しなければならない（チェックシート方式）。

### (2) 連帯責任

受注者は、下請事業者等が労働者に支払った報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、連帯して差額に相当する金額を支払わなければならない。

### (3) 継続雇用

受注者は、継続性のある業務に関する契約を締結するときは、当該契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望する者を雇用する

よう努める。

#### **(4) その他**

受注者は、労働報酬下限額以上の報酬支払いのほか、次の事項を行う。

- ・ 労働関係法令を遵守すること
- ・ 一人親方との契約時に労働関係法令の趣旨を尊重すること
- ・ 労働報酬下限額等を労働者等に対し周知すること
- ・ 市からの報告の求めや立入調査へ協力すること
- ・ 下請け等との契約において受注者と同等の遵守事項の定めをすること

### **5 労働者の申出**

- ・ 労働者等は、賃金が支払われていない場合や労働報酬下限額を下回る額である場合に、市、受注者、雇用主に申し出ることができる。
- ・ 受注者や雇用主は、労働者等に対し、申し出たことを理由に解雇等の不利益な取扱いをしてはならない。

### **6 違反時の対応**

- ・ 市は、定めに違反していると認めた場合は、受注者に是正を求める。
- ・ 受注者は、違反を是正し、市に報告する。
- ・ 虚偽の報告をした場合や是正をしない場合は、契約の解除ができる。その際、市の賠償責任はない。
- ・ 是正勧告の上、改善しない際に契約の解除をした場合や契約終了後に違反が判明した場合は、公表する。
- ・ 契約の解除をした場合には、市に違約金を支払う。

### **7 公契約条例の親しみやすい名称案**

公契約条例という名称が分かりづらいことから、条例の目的を表せるような名称を補完的に付ける。